

## 公 売 公 告

下記により試験林の立木を一般競争入札をもって売り払うので公告する。

令和7年8月25日

鹿児島県森林技術総合センター 所長 川上 弘二



- 1 入札物件 末尾明細書のとおり
- 2 物件所在地 末尾明細書のとおり
- 3 入札日時 令和7年9月24日10時から  
(受付9時30分から9時50分)
- 4 入札場所 森林技術総合センター2階会議室
- 5 現場案内 参加を希望される方は令和7年9月8日(月)までに当公売公告20に記載してある担当部局に連絡してください。  
・日 時 令和7年9月9日13時30分から  
・集合場所 森林技術総合センター2階会議室
- 6 売買代金 金額即納を原則とするが、売買代金が100万円以上で金融機関が支払保証をした約束手形による担保の提供及び年2.5パーセントの割合をもって計算した額の延納利息の支払が可能と認められる場合は、代金の8割以内の額について6ヵ月以内の期間延納特約にも応ずる。
- 7 次の各号の一に該当するときは、入札に参加できない。  
(1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。  
(2) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年経過しない

者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についてもまた同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由なくして契約の履行をしなかった者。

カ 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

(3) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成26年4月18日一部改正）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者。

暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者ではない旨の誓約書を提出する必要がある。

(4) 素材生産業、木材製造業（木材チップ製造業を含む。）又は木材卸売業を営んでいない者。

なお、上記業を営む者の確認は次の各号のいずれかによることとする。

ア 過去2年以内の素材生産業、木材製造業（木材チップ製造業を含む。）又は木材卸売業における売買契約書又は請書の写し及びその契約に係る履行完了届の写し。

イ 素材生産業、木材製造業（木材チップ製造業を含む。）又は木材卸売業を営む者で構成される団体又は会社の場合は直近年度の決算書の写し。

ウ 他都道府県において木材業者及び製材業者登録条例に基づく登録を受けている場合はその登録書の写し。

エ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業事業体改善計画の認定を受けた事業体（以下「認定事業体」という。）の場合は知事による認定通知書の写し。

ただし、営業内容において素材生産業、製材業及び木材流通業のいずれか一つを含む事業体に限る。

オ 鹿児島県林材協会連合会所属員証の写し。

カ その他これらに準じる書類の写し。

## 8 入札方法

(1) 入札者は、現物を熟観するとともに、県の入札上の注意事項を熟知の上入札すること。

(2) 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (3) 入札に参加しようとする者は、9月18日（木）までに当公売公告19に記載してある担当部局に入札参加申込みをしなければならない。  
なお、入札参加申込みは、当公売公告7(3)に該当する者ではない旨の誓約書及び7(4)のアからカのいずれかを添えて行うものとする。

9 郵便入札、電信入札は認めない。

- 10 入札保証金の額は、1件ごとに、見積もる金額の100分の5以上の額とする。
- (1) 落札者の入札保証金は、売買契約締結日まで還付しませんが、落札されなかつた方の入札保証金は、入札終了後、入札保証金還付請求書と引き替えに還付します。
- (2) 入札者が法人若しくは個人名で業を営んでいる者の場合、一定額以上の入札保証金を還付するとき、その入札保証金領収書1枚毎に200円の収入印紙が必要ですのでご用意ください。

11 入札保証金の納付は、入札保証金納付書に現金又は入札保証金に代わる担保として、次の書類を添えて行うものとする。

ただし、保険会社との間において鹿児島県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した保険証券を提出する場合又は入札に参加しようとする者が過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と当該一般競争入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）は、入札保証金の納付を免除する。

- (1) 政府の保証のある債券。
- (2) 契約担当者が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証した小切手。
- (3) 契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。
- (4) 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94号に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る。）

12 開札は、入札終了後直ちに行う。

13 次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札。
- (2) 入札参加申込みをしていない者の入札。
- (3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札。
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札。
- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。

- (6) 記載した文字を容易に消字することができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (7) 民法第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過小の場合の入札。
- (9) 前各号のほか法令及び県で定めた入札条件に違反した入札。

14 入札当日の主なる持参品

- (1) 入札書類に使用する印鑑。
- (2) 入札代理人は代理権を証する委任状（1件毎に）。
- (3) その他必要なもの。

15 落札

落札は、予定価格を超えた最高額の入札者をもって落札者とする。

ただし、予定価格を超えた最高額の同額入札者が二人以上あったときは、開札の場で抽選により落札者を決定する。

16 落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案に契約保証金（契約金額の100分の10以上）及び「消費税及び地方消費税」に係る課税業者、免税業者である旨の届出書を添えて提出しなければならない。

ただし、電子契約の場合は、契約書の案の提出に代えて契約書の電磁記録を電子メールで提出するものとする。

17 売買代金の納入について延納特約をしようとする者は、前項の売買契約書と同時に延納特約申込書を提出しなければならない。

18 以上のはか鹿児島県県営林管理規則、鹿児島県契約規則等による。

19 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び問い合わせ先

鹿児島県 森林技術総合センター 資源活用部

住所 鹿児島県姶良市蒲生町上久徳182-1 郵便番号 899-5302

電話番号 0995-52-0074



## 入札物件の所在地及び明細

1 所 在 地 鹿児島県姶良市蒲生町米丸熊ヶ内上 4146 ほか 1 筆 青敷試験林

### 2 入札物件明細書

区分	面 積	樹 種	本 数	材 積	搬出期限	備 考
立 木	ha		本	m <sup>3</sup>	契約物件	090-ア-012-ア
	1.00ha	スギ	1,100 本	730.6 m <sup>3</sup>	引き渡し 後 12箇 月以内	090-ア-012-イ 090-ア-012-ウ 090-ア-012-エ 090-ア-012-オ 090-イ-024-イ 090-イ-024-ウ
計	2.25ha		2,407 本	1317.6 m <sup>3</sup>		